

2023年1月吉日

西松建設協力会（Nネット）会員各位

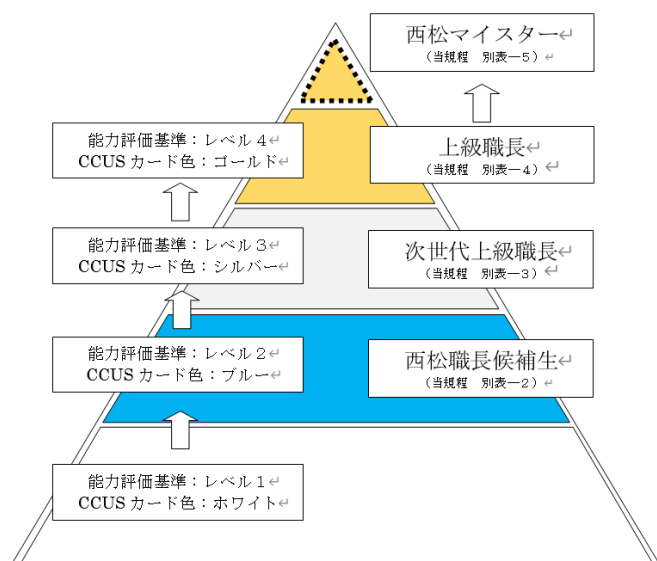
西松建設株式会社  
Nネットサポート課

### 優良技能者制度の運用ルールについて

当社が定める優良技能者制度の運用ルールについて以下のとおりお知らせします。

優良技能者制度とは、西松建設協力会（Nネット）に加盟している協力会社の職長や技能者を対象に上級職長の育成と地位向上を目的に、2011年10月から運用している制度で、優良技能者表彰制度と各認定者制度の二つの制度があります。

特徴としては、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）と連動した4段階に分かれる認定制度となっていることです。例えば、能力評価基準（※）による評価を受け、レベル4と評価された技能者は、当社制度では「上級職長」と認定されます。



#### <能力評価制度とは>

建設キャリアアップシステムに登録される技能者の技能と経験について能力評価を実施しています。国土交通大臣が認定した能力評価基準に基づき、分野ごとの能力評価実施団体が評価を行います。

#### <能力評価の申請方法について>

能力評価の申請先は各能力評価実施団体となります。手続の詳細は団体によって異なる場合がありますので、手続きについては必ず各団体のホームページでご確認ください。

## 1. 推薦および認定について

### 共通事項

- 毎年11月に被推薦者を募集します。現場所長による推薦に基づき、当社内にて審議の上、12月に表彰者を決定します。
- 認定者をNネットホームページで公開します。

#### <優良技能者表彰>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて表彰式を行います。
- 表彰式にて、表彰状の授与と副賞（20,000円相当のギフト券）を支給します。

#### <西松マイスター認定>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて認定を行います。
- その際、認定証の発行と副賞（50,000円相当のギフト券）を支給します。
- 当社が認定した上級職長の中で、特に優れた技術と卓越したリーダーシップの有する方を認定します。詳細は別紙に定める推薦基準を満たす必要があります。

#### <上級職長認定>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて認定を行います。
- その際、認定証の発行と副賞（30,000円相当のギフト券）を支給します。
- 上級職長に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのゴールドカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

#### <次世代上級職長認定>

- 原則、認定者が所属する会社宛てに認定証を郵送します。
- 次世代上級職長に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのシルバーカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

#### <西松職長候補生認定>

- 原則、認定者が所属する会社宛てに認定証を郵送します。
- 西松職長候補生に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのブルーカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

ます。

## 2. 手当の支給について

- 手当は、以下のとおりです。

役職	単価
西松マイスター	日額 3,000 円
上級職長	日額 2,000 円
次世代上級職長	日額 1,000 円
西松職長候補生	日額 500 円

必ずタッチ(顔認証)してください



- 手当は建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）に蓄積された就業履歴データを利用し、計算されます。
- 月末日までにCCUSに連携された就業履歴に上記単価を乗じ、認定者が所属するNネット会社へ翌々月20日に当社取引先コードに指定された貴社銀行口座へ振り込まれます。
- 認定者が所属する事業者が西松建設の取引先コードを有する場合、直接所属する事業者へ支払うことも可能です。その場合、下記確認書一式を提出します。
- 支給上限日数は年間240日です。
- その月の支給金額は、支払通知書の左下「当月内訳」の工事名欄に『Nネット（手当）』として記載されます。
- 手当の支給明細として、「就労記録」をNネットホームページにて毎月公開しますので、支払通知書に記載された金額と突合します。

### タッチ（顔認証）し忘れた場合

認定者がカードタッチ（顔認証）し忘れ場合は、その認定者の技能者IDでCCUSホームページからシステムにログインし、CCUSに就業履歴を直接入力します。

元請（西松建設）がその履歴を承認することにより、カードタッチと同様の就業履歴を蓄積することができます。

この作業は前月初日まで遡り、処理することが可能ですが、可能な限り、翌月5日までに、遅くとも翌月25日までに作業するよう、お願いします。

<一例>：8月1日にタッチし忘れた ➡9月5日までに直接入力する

### 3. 確認書の提出について

- 業務省力化のため、請求書の作成および請求明細書（出面表）の作成を不要とします。代わりに毎年1月に「確認書」を提出します。
- 確認書には代表者印もしくは代表者に準じる社印（支店長等）を押印します。
- 確認書に「認定者一覧表」を添付します。一覧表には、認定者毎に「在籍／退職／辞退」を選択します。
- 当社が定める『職長の要件』を満たす活動ができない場合、「辞退」を選択します。その場合、認定は取り消されませんが、手当は支給されません。
- 西松マイスターおよび上級職長の認定者は「登録基幹技能者資格証」「職長・安全衛生責任者講習」（能力向上教育を含む）の写しを添付します。
- 西松マイスターおよび上級職長の認定者で、「登録基幹技能者資格証」の有効期限が切れている場合、手当は支給されません。
- 「職長・安全衛生責任者講習」（能力向上教育を含む）の受講日から5年以上経過している場合、手当は支給されません。

### 4. 注意事項

- 認定者にはヘルメットシールを渡しますので、貼付するよう指導してください。
- 2022年までは更新制度がありましたが、2022年12月を持って更新制度を取りやめます。代わりに、毎年12月に推薦基準を満たしているか確認し、満たしていない場合、翌年の手当の支給を停止します。必要な資格を再度受講するなど、再度基準を満たすようになった場合、手当の支給を再開します。  
例：5年毎に更新が必要な「職長安全教育」を受講していないなど
- 西松建設独自の制度である「にしまつ基幹技能者マネジメント講習」を受講し、上級職長として認定されている方は、従事している職種（工種）が登録基幹技能者講習実施機関に登録された場合、2年以内に当該登録基幹技能者資格を取得しない場合、認定が取り消されます。

にしまつ基幹技能者資格とは、  
登録基幹技能者講習実施機関に登録されていない工種※（職種）に従事する職長や技能者で、当社が実施する「にしまつ基幹技能者マネジメント講習」を受講し、講習修了試験に合格すること  
※法面工、山留工、推進工など

- 評価制度の最新の情報については、以下のアドレスよりご確認ください。

<国土交通省ポータルサイト>

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html)

<能力評価制度について>

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000040.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html)